

令和5年度地方自治体における情報システム(生活保護)の 標準仕様書改訂に向けた調査研究業務一式 第3回検討会 議事概要

日 時：令和6年2月8日(木) 13:00～15:00

場 所：オンライン開催

出席者(敬称略)：

(構成員)

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、地域情報化研究所 後藤省二、横浜市、仙台市、柏市、佐世保市、東大阪市、横須賀市、泉大津市、館山市、町田市、三鷹市、中野区、新宿区

(オブザーバー)

北日本コンピューターサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、株式会社法研、総務省、デジタル庁、厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室、厚生労働省社会・援護局保護課

(事務局)

アビームコンサルティング株式会社 (以下、アビーム)

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 標準仕様書 2.0 版の改版想定
 - (2) 第4回全国意見照会の結果
 - (3) 内部帳票に関する意見反映方法の協議
 - (4) 監査関連機能に関する意見反映方法の協議
 - (5) その他の照会範囲に関する意見反映結果
3. 閉会

【配布資料】

資料1 第3回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料

資料2 全国意見照会回答票 (生活保護システム)

資料3 全国意見照会回答票 (レセプト管理システム)

資料4 機能・帳票要件 (意見反映版)

資料5 帳票詳細要件 (意見反映版)

資料6 帳票レイアウト (意見反映版)

資料7 標準仕様書本編 (意見反映版)

【議事概要】

<主な意見交換の概要>

■議事(1)について

- 適合基準日より前にシステムの実装が可能な場合は、実装することに問題はないか。(東大阪市)
 - ご認識のとおりである。(アビーム)

■議事(2)について

- 特段意見なし。

■議事(3)について

- 資料1の9ページの反映方法③について、複数枚に亘って印刷される帳票では地区などの項目で仕分けする作業が発生するため、ケース番号に加えて、福祉事務所名や地区名、地区担当員名、帳票のページ数なども併せて印字することで、事務の負担を軽減できると想定している。(新宿区)
 - 追加を想定するシステム印字項目が、帳票に実装されていない場合もあるため、その点も踏まえて検討いただきたい。(北日本コンピューターサービス)
 - 承知した。意見を踏まえて、システム印字項目の追加やレイアウトの調整を事務局内部で検討していく。(アビーム)
- 生活保護業務の性質を踏まえて、帳票を紙出力ではなくPDF等の形式で保管することも一案であり、業務における紙帳票の必要性という観点でも今後検討すべきと想定している。標準仕様書内に今後の方向性として紙出力に関する記載を含められると良いと考える。(後藤様)
 - 内部帳票は画面上での確認が望ましい一方で、現在の自治体の実務上は画面上の確認が難しい旨を内部帳票ワーキングチームにて伺っているため、機能要件上、一部の内部帳票は印刷可能なものとして整理している。標準仕様書における紙出力に関する今後の方針の記載有無等は、事務局内部で検討していく。(アビーム)
- 資料1の9ページの反映方法①について、システム実装時に加えて、印刷時に項目の表示・非表示の制御が可能となると、実務上より望ましいと認識している。(東大阪市)
 - 生活保護システムはパッケージソフトとして提供するため、システム実装時に自治体と協議して項目の表示・非表示を調整することは想定していない。(北日本コンピューターサービス、アイネス、IJC)
 - 自治体の求める利便性と、システム構築におけるベンダの実現可能性に関する議論であり、標準化後にも継続する課題であると想定している。そのため、実装に無理のない範囲で標準仕様書への記載について事務局内部で検討していく。(アビーム)

■議事(4)について

- 資料1の13ページの監査関連機能の実装方法について、現在の想定を伺いたい。ベンダの負担という観点から、監査関連機能における実装必須機能の数を絞るとともに、監査業務以外で収集するデータを活用できる方法について検討できるとよい。(新宿区、東大阪市)
 - ご意見として承る。監査関連機能の実装方法は、システム実装時にベンダと調整していただくことを想定している。また、実装必須機能の範囲を最小限とすることについて、事務局内部で検討していく。(アビーム)

- 国様式監査資料は項目が多く、資料作成が福祉事務所の負担になっている。活用方法が不明な項目が多いため、国様式監査資料における必要な項目について精査が必要だと認識している。(仙台市)
 - 国様式監査資料の項目の可否については、生活保護システム標準化の議論範囲から外れるため、本検討会にて議論することは難しいと認識しているが、ご意見として承る。(アビーム)
- 資料1の14ページの適合基準日について、標準仕様書1.1版の移行困難システムの該当数に応じて、2.0版の適合基準日を検討する必要があると認識している。移行困難なシステム数が多い場合は、標準仕様書2.0版の適合基準日を令和9年4月1日とすることは難しいと想定している。(庄司先生)
- 移行困難システムの該当数は、適合基準日の検討材料と出来ることが望ましい認識である。現時点で把握している移行困難システムの該当数について、デジタル庁にお聞きしたい。(アビーム)
 - 移行困難システムについては、現在精査中であり、2月中には提示できる想定である。(デジタル庁)
- 制度改正について、今後どのように対応していく想定か。(庄司先生)
- 制度改正については、公布時期を踏まえて、標準仕様書2.0版に可能な限り含めていく想定である。適合基準日は、自治体やベンダへの影響を踏まえて検討していく。(アビーム)
 - 標準仕様書1.1版のシステム実装が完了していない場合でも、標準仕様書2.0版のシステム実装を行うことは許容されるか。(東大阪市)
 - 適合基準日に先行してシステムを実装することは問題ない認識である。詳細については、デジタル庁が提供している「標準仕様書と適合確認に関する考え方」を確認してもらいたい。(デジタル庁)
 - 標準仕様書2.0版のシステムを適合基準日に先行して実装することが許容される旨について、検討会委員以外の自治体が把握できるように、標準仕様書に記載してもらいたい。(新宿区)
 - ご意見として承る。標準仕様書2.0版の本編に追記する。(アビーム)
 - 標準仕様書2.0版のシステムを自治体が先行して調達するという要望について、ベンダの対応可否を把握するために、現時点における各ベンダのシステム構築の状況について伺いたい。(厚生労働省)
 - 現在は令和7年度末に向けて、標準仕様書1.1版をもとにシステム開発を行っている。(北日本コンピューターサービス、アイネス、IJC、富士通 Japan)

■議事(5)について

- 資料1の16ページの全国銀行協会フォーマットの使用について、全国銀行協会の見解を確認しているか伺いたい。確認していなければ、デジタル庁から全国銀行協会へ確認すべきと想定している。(後藤様)
- 事務局から全国銀行協会へ確認は行っていない。今後の想定について、デジタル庁に伺いたい。(アビーム)
 - 他業務の検討会においても同様の意見が出ており、デジタル庁にて各業務における全国銀行協会フォーマットの実装に関する標準仕様書の記載について、調査を行い、方針を検討している。(デジタル庁)
- 資料1の16ページの電子決裁の機能要件は、標準仕様書1.1版では標準オプション機能だったが、標準仕様書2.0版では実装必須機能に修正されており、適合基準日が標準仕様書1.1版と同様に令和8年4月1日となっている。開発スケジュー

ールやコストの観点から、適合基準日を令和9年4月1日に変更する、または実装区分を標準オプション機能のままとすることのいずれかが必要と認識している。(IJC、北日本コンピューターサービス、アイネス、富士通 Japan)

→ 標準仕様書 1.1 版において標準オプション機能だったものを、改版の際に実装必須機能に変更することの必要性、適合基準日を令和8年4月1日とすることについて、ベンダに確認した上で、再考いただく必要があると想定している。(デジタル庁)

→ 承知した。ベンダから意見を収集した上で、決裁機能の実装区分の変更および適合基準日について、事務局内部で改めて検討する。(アビーム)

■その他について

○ 振り仮名法制化について、生活保護業務にも影響すると想定されるため、標準仕様書 2.0 版に反映してもらいたい。特に、資料 7 の 34 ページの表 3-13 にて「半角カナで印字する」との記載があるが、振り仮名法制化の内容を踏まえると全角での印字に記載が修正される想定である。(三鷹市)

→ 承知した。振り仮名法制化に関しては別途反映を別途行い、標準仕様書 2.0 版を公表する想定である。(アビーム)

○ 生活保護システムでは、日常業務において他システムとの情報の受け渡しが多く、連携項目の整理は重要と認識しているため、業務フローに記載することも一案と想定している。(後藤様)

→ 業務フローに他システムとの連携に関する記載はないが、デジタル庁が公開している「データ要件・連携要件の標準仕様」に整理されているので、ご確認いただきたい。(アビーム)

○ 標準仕様書 1.1 版の進学準備給付金申請書の帳票について、法改正によって帳票レイアウトの変更が生じる想定である。法改正が行われた際に、自治体はどのような対応を取るべきか事務局の方針を伺いたい。(仙台市)

→ 法改正による帳票レイアウトの修正を踏まえた標準仕様書 2.0 版の改版を行っていくため、調達に用いる版に留意頂き、調達を行っていただきたい。システム実装以後は、法改正に伴う標準仕様書の改版について、各自自治体とベンダ間におけるシステム運用保守の範囲内で対応いただくことを想定している。(アビーム)

以上